

割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書兼加算金決定通知書（規則別記第13号の2様式）により特別徴収義務者に通知するものとする。

第145条を次のように改める。

（災害被害者等に対する徴収猶予の取扱い）

第145条 局長等は、法第15条第1項、第2項若しくは第3項、法第20条の9の3第4項ただし書又は条例第45条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予（期間延長）申請書の提出があったときは、徴収猶予（期間延長）承認、一部承認、不承認、取消決議書（別記第135号様式）により決議し、徴収猶予（期間延長）承認、一部承認、不承認通知書（規則別記第17号の2様式）により通知するものとする。

第147条中「法第15条の3第1項」の次に「（法第72条の38の2第12項において準用する場合を含む。）又は第72条の38の2第8項若しくは第9項」を加え、「徴収猶予（不許可、期間延長、取消し）決議書」を「徴収猶予（期間延長）承認、一部承認、不承認、取消決議書」に改める。

第152条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第3号中「会社更生法（昭和27年法律第172号）」を「会社更生法（平成14年法律第154号）」に、「当該更生会社」を「更生会社」に改める。

第153条第2項第2号中「登記嘱託書（その1）」を「登記嘱託書（その6）」に、「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令」を「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 法第16条第1項第6号に掲げる担保 納税保証書（別記第148号の2様式）を提出させること。

第155条第2項中「登記嘱託書（その3）」を「登記嘱託書（その7）」に改める。

第156条の見出し中「保全担保提供命令書」を「保全担保提供命令書等」に改め、同条中「保全担保提供命令書」の次に「（規則別記第19号の5様式）又は担保提供命令書（規則別記第19号の6の2様式）」を加える。

別表第2中「登記嘱託書（その5）」	「 232 」	「 登記嘱託書（その5）」	「 232 」
		「 登記嘱託書（その6）」	「 232号の2」
		「 登記嘱託書（その7）」	「 232号の3」

」に改める。

」

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第36条関係）

局(所)長	次 長	部 長	副 部 長	課 長	係 長	参 事	主 査

起案年月日	年 月 日
決裁年月日	年 月 日
調定年月日	年 月 日
通知年月日	年 月 日
指定納期限	年 月 日

法人県民税・法人事業税更正決定決議書

次のとおり更正（決定）し、通知してよろしいか。

法人番号	事業年度(連結事業年度)・計算期間	年 月 日から	年 月 日まで
法人所在地			
法人名		代表者名	

法 人 県 民 税							
区 分	今回の更正（決定）額			申告（中・確・修）更正（ ）			差引過不足税額 （端数処理後） 円
	課税標準額 千円	税率 %	税 額 円	課税標準額 千円	税 額 円		
法人税割	利子割額			利子割額			
	差引法人税割額			差引法人税割額			
均等割							
計							
この更正（決定）により納付すべき 県 民 税 額 円							

法 人 事 業 税							
区 分	今回の更正（決定）額			申告（中・確・修）更正（ ）			差引過不足税額 円
	課税標準額 千円	税率 %	税 額 円	課税標準額 千円	税 額 円		
（特定信託所得割）	年400万円以下の金額						
	年400万円を超え800万円以下の金額						
	年800万円を超える金額						
	計						
	軽減税率不適用法人の金額						
付加価値割							
資本金割							
収入割							
合計事業税額							
加 算 金	過 少 申 告	不 申 告	重	加 算 金 計 円		端数処理後の 事業税額 円	
この更正（決定）により納付すべき 事業税及び加算金の合計額 円							

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第 22 号の 2 様式を次のように改める。  
 別記第 22 号の 2 様式（第 42 条の 3、第 42 条の 3 の 3、第 42 条の 3 の 5 関係）

局(所)長	次 長	部 長	副部長	課 長	係 長	参 事	主 査	課 員	
特別徴収義務者	所在地						特別徴収義務者番号		
	名 称								
県 民 税 利 子 割 県 民 税 配 当 割 更 正 ・ 決 定 決 議 書 兼 加 算 金 決 定 決 議 書 県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割									
次のとおり課税標準額、税額を（再）更正（決定）し、加算金を決定してよろしいか。 なお、御決裁のうへは、通知してよろしいか、併せて伺います。  根拠法令 地方税法第 条 第 項									
(再)更正額・決定額・加算金額の算定基礎									
実績年月		.	.	.	.	.	.	合 計	
再更正・更正・決定	課税標準額								
	税 額								
申告・当初更正(決定)	課税標準額								
	税 額								
差引過不足税額									
申告書提出期限		..	..	..	..	..			
申告書提出日		..	..	..	..	..			
加算金	過少申告、不申告、重加算金の別								
	率								
	金額								
納入すべき合計額									
調査	年 月 日	調 定	年 月 日	通 知	年 月 日	指 定 納 期	年 月 日		

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第135号様式を次のように改める。  
別記第135号様式（第145条関係）

局(所)長	次 長	部 長	副部長	課 長	係 長	主 査	起案者	起 案	年 月 日	
								決 議	年 月 日	
								通知書送達	年 月 日	
								決議番号		
承 認 徴収猶予（期間延長） 一部承認 決議書 不承認 取 消										
納 税 者 又 は 特別徴収義務者		住所又は所在地								
		氏名又は名称								
対 象 税 目 等	年 度 (事業年度)	期 別	税 目	納 期 限 既猶予期間	税 額 (既猶予額)	延滞金額 (既猶予額)	加算金額 (既猶予額)	滞納処分費 (既猶予額)	備 考	
					円	円	円	円		
				~						
				~						
				~						
				~						
				~						
				~						
合 計					円	円	円	円		
決 議 内 容  ( 承 認 ・ 一 部 承 認 ・ 取 消 し )	徴収猶予（延長）期間		年 月 日から 年 月 日まで							
	納 付 ( 納 入 日 等	納付（納入）日	納付（納入）額	備 考	納付（納入）日	納付（納入）額	備 考			
		1		円	2		円			
		3		円	4		円			
		5		円	徴収猶予額合計			円		
		当初猶予額		納付（納入）済額		取消し額		摘 要		
担 保										
差押事項										
決 議 理 由								整 理 事 項		
								処 分 入 力		
								滞納整理カード記入		
備 考								差押調書整理表記入		

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第 145 号様式中「収入印紙」を削り、「住（居）所」を「住所又は所在地」に、「氏

名	住 所	を	氏名又は名称	住所又は所在地
---	-----	---	--------	---------

に、「保証人保証書」を「納税保証書」に改める。

別記第 148 号様式の次に次の 1 様式を加える。  
別記第 148 号の 2 様式（第 153 条関係）

### 納 税 保 証 書

収 入  
印 紙

年 月 日

熊本県 地域振興局長 様  
熊本県 事務所長

保証人 住所又は所在地  
氏名又は名称 印

保証人 住所又は所在地  
氏名又は名称 印

次の納税者（特別徴収義務者）の徴収猶予（換価猶予）に係る猶予税額を、私において（私ども保証人連帯で）納税保証します。

納 税 者 又は 特別徴収 義務者	住所又は所在地								
	氏名又は名称								
猶 予 税 額	年 度 (事業年度)	期 別	税 目	納 期 限 督促状発付年月日	税 額	延 滞 金 額	加 算 金 額	滞 納 処 分 費	計
				・ ・	円	円	円	円	円
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
合 計									

- 添付書類
- 1 保証人の印鑑証明書各 1 通
  - 2 法人が保証人で、当該納税保証が商法第 75 条、第 147 条若しくは第 265 条又は有限会社法第 30 条に該当する場合は、社員の過半数の決議、取締役会の承認又は社員総会の認許を受けたことを証する書類。

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第149号様式中

納税者(特別徴収義務者)住所

氏名

を

納税者(特別徴収義務者)

住 所

(所在地)

氏名

(名称)

に、「差押え」を「差

押」に、「場所には」を「場合には」に改める。

別記第151号様式を次のように改める。

別記第151号様式(第154条関係)

担 保 提 供 要 求 書

第 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

様

熊本県 地域振興局長  
熊本県 事務所長

印

のため必要ですので、(地方税法第 条 項  
において準用する)地方税法第 条 項の規定により、次のとおり担保の提供を求めます。

なお、担保は、別紙担保提供書によって提供期限までに提供してください。

区 分	事 項
担保される徴収金	
提供すべき担保の価額	円相当額以上
担保の種類	地方税法第16条第1項各号に掲げるもの(第三者の所有するものであっても差し支えありません。)
担保の提供期限	年 月 日
備 考	

教 示

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 232 号様式の次に次の 2 様式を加える。  
別記第 232 号の 2 様式（第 166 条関係）

(登記嘱託書その六)

第 号

登 記 嘱 託 書

登記の目的 抵当権設定

原 因 年 月 日 徴収（換価）猶予に係る  
年度 税についての  
年 月 日 抵当権設定契約

債 権 額 金 円

延滞金額 地方税法による金額

債 務 者 県 市 郡 町 村 番

抵 当 権 者 熊本県

設 定 者 県 市 郡 町 村 番

添 付 書 類 嘱託書副本 承諾書（印鑑証明書付）  
資格証明書 共同担保目録

年 月 日

嘱託者 熊本県 地域振興局長  
熊本県 事務所長

法務局 支 局 御 中  
出張所

登録免許税 登録免許税法第四条第一項

不動産の表示

別記第 232 号の 3 様式 (第 166 条関係)

(登記嘱託書その七)

第 号

登 記 嘱 託 書

登記の目的 抵当権設定登記抹消

原 因 年 月 日 担保解除

抹消すべき登記 年 月 日 受付第 号

権 利 者 県 市 町 番  
郡 村

義 務 者 熊本県

添 付 書 類 嘱託書副本

年 月 日

嘱託者 熊本県 地域振興局長  
熊本県 事務所長

法務局 支局 御 中  
出張所

登録免許税 登録免許税法第五条第十一号

不動産の表示



## 附 則

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第152条、第153条及び第155条の改正規定、別表第2の改正規定、別記第145号様式の改正規定、別記第148号様式の次に1様式を加える改正規定、別記第149号様式の改正規定並びに別記第232号様式の次に2様式を加える改正規定は公布の日から、目次の改正規定、第42条の3の改正規定、第2章第3節の2の次に2節を加える改正規定及び別記第22号の2様式の改正規定は平成16年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。